

都市計画法第32条の規定に基づく  
公共施設の管理者との同意・協議について

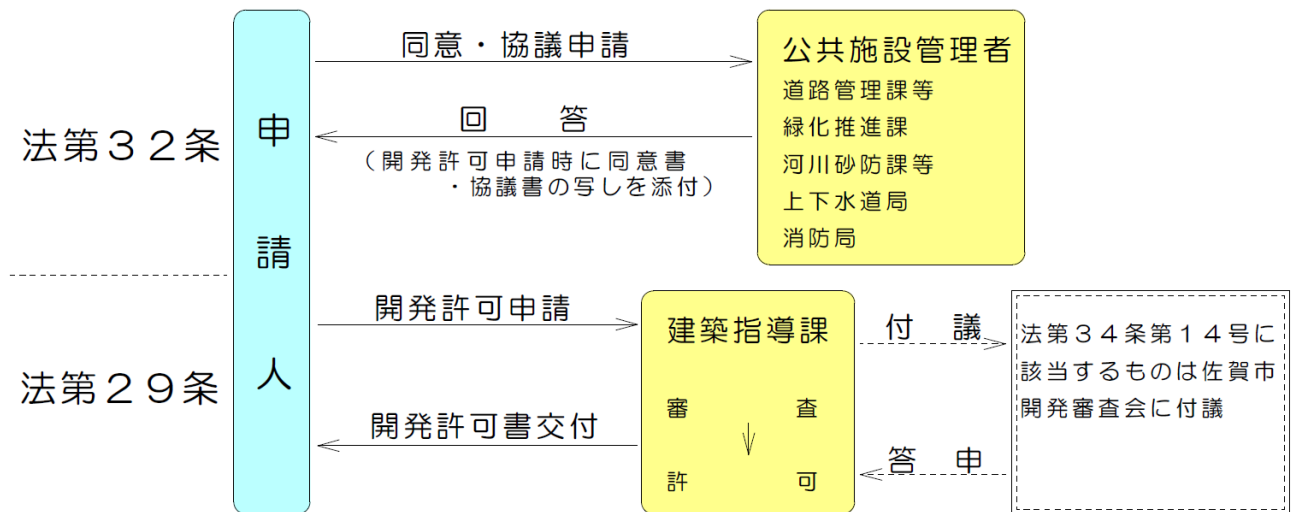
佐賀市では、開発行為の際の都市計画法第32条の規定に基づく公共施設管理者との同意・協議手続きで、道路、公園、水路については建築指導課に申請をお願いしておりましたが、平成27年4月1日より、直接、各公共施設管理者に申請していただくようになりましたのでお知らせします。

**公共施設**

- ① 道路・・・・・・・・道路管理課等
- ② 公園・緑地・広場・・・・・・・・緑化推進課
- ③ 河川・運河・水路・・・・・・・・河川砂防課等
- ④ 参考：その他の公共施設
  - イ) 下水道・・・・・・・・上下水道局
  - ロ) 消防の用に供する貯水施設・・・消防局

※公共施設管理者同意・協議と同時に開発許可の技術基準に適合している必要がありますので、建築指導課とも十分協議してください。

**手続きフロー図**



佐賀市役所 建築指導課 開発審査係  
TEL 0952-40-7173 (直通)